

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

東青地域移住・交流サポート協議会長 様

令和6年度新しい働き方移住支援金交付申請書
(令和6年3月31日以前に転入されたかた)

令和6年度新しい働き方移住支援金交付要綱に基づき、新しい働き方移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

| | | | |
|---------|---|----------|--|
| フリガナ | | 生年月日 | |
| 氏名 | | 年 月 日 | |
| 住所 | 〒 | 電話 番号 | |
| メールアドレス | | | |

2 要件区分（該当する欄に○を付けてください）

| | | | | | |
|--------|--|--------|--|-----------|--|
| ア 起業 | | イ 就業 | | ウ リモートワーク | |
| エ 専門人材 | | オ 関係人口 | | | |

3 交付限度額

| | |
|------------------------------------|---|
| (1) 同一世帯の同居の子の人数 | 人 |
| (2) 交付限度額（250,000円＋上記の人数×250,000円） | 円 |

※同居の子は、令和6年度新しい働き方移住支援金交付要綱第2条第5号に規定する者をいいます。

4 交付申請額

| 対象経費項目 | 対象経費金額 |
|----------------|--------|
| ① 引越費用 | 円 |
| ② 転居交通費 | 円 |
| ③ 住宅購入費 | 円 |
| ④ 住宅賃借料 | 円 |
| ⑤ リモートワーク環境整備費 | 円 |
| ⑥ 作品制作環境整備費 | 円 |
| ⑦ 冬の生活備品購入費 | 円 |
| ⑧ 勤務先からの手当等 | 円 |

| | |
|----------------------------|---|
| ⑨ 対象経費合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧) | 円 |
| ⑩ 交付申請額 (※) | 円 |

※ ⑨×1/2の金額(千円未満切り捨て)が3(2)の交付限度額以内である場合はその金額、交付限度額を超える場合は交付限度額を記載してください。

5 勤務先の証明(申請者が「2 要件区分」のウに該当する雇用保険の被保険者の場合)

申請者が、令和6年度新しい働き方移住支援金交付要綱第3条第4号に該当し、リモートワークを実施していることを証明します。

| | |
|-------|--|
| 勤務先名称 | 部署名 |
| 電話番号 | 担当者氏名 ㊞ |

6 誓約事項

- 申請日から2年6月以上継続して転入市町村に居住する意思があります。
- 「イ 就業」又は「エ 専門人材」の場合、申請日から2年6月以上、継続して当該就業先に勤務する意思があります。
- 令和6年度新しい働き方移住支援金交付要綱第3条に定める交付対象者であることに相違ありません。
- 協議会から報告及び立入調査を求められた場合は、それに応じます。
- 以下の場合には、新しい働き方移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 申請日から1年6月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合：全額
 - (3) 申請日から6月を経過する日までの間に、令和6年度新しい働き方移住支援金交付要綱第3条第3号又は同条第5号の就業に関する要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 申請日から1年6月を経過した日から2年6月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合：半額

個人情報確認同意書

年 月 日

青森市長 様

住 所

氏 名

（自 署）

電話番号

私は、令和6年度新しい働き方移住支援金交付要綱に基づき、新しい働き方移住支援金の交付に関して必要な範囲内において、青森市が保有する私に関する下記の情報について、必要な事項を確認することに同意します。

記

- 1 住民基本台帳情報
- 2 青森市の市税の賦課徴収に関する情報

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

東青地域移住・交流サポート協議会長 様

所在地

事業者名

代表者名

⑩

電話番号

担当者

就業証明書（新しい働き方移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

| | |
|---|---|
| 勤務者氏名 | |
| 勤務者住所 | |
| 勤務先所在地 | |
| 勤務先電話番号 | |
| 就業年月日 | |
| 県マッチングサイト 求人登録日 ※第3条第3号の場合のみ | |
| 雇用形態 ※第3条第3号又は同条第5号の場合のみ | 週20時間以上の無期雇用 |
| 勤務者と代表者又は取締役など の経営を担う者との関係 ※第3条第3号の場合のみ | 3親等以内の親族に該当しない |
| 雇用契約の解除の予定 ※第3条第5号の場合のみ | 目的達成後の解散を前提とした個別のプロジェクトの参加等、離職することが前提ではない |

※新しい働き方移住支援金の申請に関する事務に当たり、勤務者の勤務状況などの情報を東青地域移住・交流サポート協議会の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。